



空港空白地域・能登半島地域における空港の整備に関する陳情書(名古屋市中区三の丸三の二愛知県議会内本多進)(第一〇八号)  
福江空港の整備拡充に関する陳情書(長崎市桜町一の二一長崎市議会内中田勝郎)(第一〇九号)

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省  
関係法律の一部を改正する法律案  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一  
部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

第三に、水路業務法に規定する水路測量について、専ら国際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量等の場合は法定の基準を緩和する等の改正を行うこととしております。

第一に、油流出事故を発見した船舶等の通報に関する、所要の規定を整備することとしております。

陳情書(鹿児島市山下町一の一鹿児島市議会  
内森山裕)(第一一〇号)

（鉄道大臣）たゞいま議題となりました許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申上げます。

て必要とされる都知事等の意見の徵取を廃止する等の改正を行ふこととしております。

としております。

（件）大阪府東大阪市福葉一の二の一 東大阪市議会内鳥居晴次外（名）（第一一二号）  
空港周辺の環境対策に関する陳情書（兵庫県伊丹市千僧一の一松下勉）（第一一二号）  
九州地方における国際空港の建設に関する陳情書（大分市大手町三の一の大分県議会内友岡春夫）（第一一三号）  
航空機事故防止・事故原因究明体制の整備と空港防災体制の強化に関する陳情書（神戸市中央区下山手通五の一〇の一兵庫県議会内神戸一全）（第一一四号）  
は本委員会に参考送付された。

政府は、国民生活の向上、経済の活性化及び国際的調和等を図る観点から、公的規制の緩和等の推進を重要課題の一つとして位置づけ、これに取り組んでいるところであり、運輸省におきましては、社会経済情勢の変化に応じ、かつ、利用者のニーズを十分に反映したよりよき運輸行政を展開するため、所管の許可、認可等の見直しを強力に進めています。最近におきましても、鉄道、航空等の運賃・料金規制の緩和、道路運送車両法に基づく点検整備の簡素化等を措置してまいりましたが、引き続き、平成六年度内の「規制緩和推進計画」の策定に向けて、事業者、利用者

第六に、小型船造船業法に規定する小型船造船業について、登録の申請書の記載事項である法人の役員の氏名について、代表者の氏名のみ記載すれば足りることとする等の改正を行うこととしております。  
なほ、これらの改正は、一部を除き公布の日から施行することとしております。  
以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。  
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

力の推進に資する業務を追加するなどの改正を行ふこととしております。

第五に、廃油処理事業の開始の届け出等を廃止することとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○井上委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わり

本日の会議に付した案件  
許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省  
関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第  
六七号)  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一  
部を改正する法律案(内閣提出第八三号)

認可等の見直しをさらに進めた結果、今般、法案の得られた鉄道抵当法等の六法律の規制緩和項について、これらを一括して措置することと、この法律案を提出した次第であります。

平成二年十一月に国際海事機関において採択された千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約は、各締約国に対しまして、油による汚染事故に対する立ち入り調査を規定する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この際  
徴報告を申し上げます。  
去る二月十七日の当委員会における亀井運輸大臣の答弁中、不穏當な部分につきましては、委員長において措置をいたしました。

次回は、来る四月十一日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて会議を休むことを存じます。

○井上委員長 これより会議を開きます。

とされている認可を廃止し、抵当権の目的物で

年五月十三日は発効することとなるております。

卷之三

正。  
めの運輸省関係法律の一部を改正する法律案及び  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部  
を改正する法律案の両案を議題といたします。  
順次趣旨の説明を聴取いたします。亀井運輸大

第一に、海上運送法に規定する旅客不定期航路事業のうち、起終点が同一で寄港地のない航路において営む遊覧旅客不定期航路事業について、事業を許可する際の基準を緩和する等の改正を行うこととしております。

また、あわせて許認可等の整理合理化を図るなどの観点から、廃油処理事業等に係る行政手続を高素化するなどの必要があります。

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案  
許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律  
(鉄道抵当法の一部改正)

<p>第一条ノ二第一項を次のように改める。 鉄道財團ノ設定ハ監督官庁ノ認可ヲ受クルニ 因リテ其ノ効力ヲ生ズ 第五条及び第六条を次のように改める。</p> <p>第五条及第六条 削除</p> <p>第七条第一項中「抵当権設定」を「鐵道財團設 定」に、「抵当証書」を「左ノ事項ヲ記載シタル申 請書」に改め、ただし書を削り、同項に次の各 号を加える。</p> <p>一 鉄道財團ニ属スル線路ノ表示</p> <p>二 鉄道財團ノ所有者ノ名称及住所</p> <p>第七条第一項及び第三項を削る。</p> <p>第八条第一項中「抵当権ノ設定認可」を「鐵道 財團設定ノ認可」に改め、同条第四項中「第一項 又ハ第二項」を「前項」に改め、同条第二項及び 第九条中「前条第二項ニ依ル公告ノ申請ヲ為 シタルトキ又ハ抵当権ノ設定認可」を「鐵道財團 設定認可」に改める。</p> <p>第十条第一項中「又ハ第二項」を削り、「同条 第二項ニ依ル公告ガ効力ヲ失ハザル間、抵当権 ノ設定認可」を「鐵道財團設定ノ認可」に改め る。</p> <p>第十一条ノ二第一項中「又ハ第二項」を削り、同 条第二項中「抵当権ノ設定認可」を「鐵道財團設 定ノ認可」に、「却下シ又ハ第八条第二項ニ依 ル公告ヲ取消スベシ」を「却下スベシ」に改める。 第十二条第一項及び第二項中「抵当権設定」を 「鐵道財團設定」に改める。</p> <p>第十三条ノ二第一項ニ依ル公告ガ効力 ヲ失ヒタルトキ、抵当権」を「鐵道財團」に改め る。</p> <p>第十三条中「抵当権設定」を「鐵道財團設定」 に、「二箇月」を「六箇月」に、「其ノ登録」を「抵 当権設定ノ登録」に改める。</p> <p>第十三条ノ六第一項中「第八条第一項、第 四項及第九条」を「及第八条」に改める。 第十四条を次のように改める。</p> <p>第十四条 削除</p>
<p>第二十一条ノ二中「根抵当権を「一定ノ範 囲ニ属スル不特定ノ債権ヲ極度額ノ限度ニ於テ担 保スル為設定セラレタル抵当権(以下根抵当権 ト称ス)」に改める。</p> <p>第二十八条ノ二第一項を次のように改める。 監督官庁ハ鐵道財團ノ設定ヲ認可シタルトキ ハ鐵道財團設定ノ登録ヲ為スベシ</p> <p>第二十九条ノ二第一項中「鐵道財團成立」を 「鐵道財團設定」に改める。</p> <p>第二十九条中「抵当権ノ設定ニ関スル証書」を 「抵当証書」に改め、同条に次のただし書を加え る。</p> <p>但シ担保付社債ヲ発行スル場合ニ在リテハ信 託証書ヲ以テ抵当証書ニ代フ</p> <p>第二十九条に次の第一項を加える。</p> <p>抵当証書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ根抵 当権ノ場合ニ在リテハ第四号及第五号ニ掲ゲ タル事項ニ代ヘ極度額及担保スベキ債権ノ範 囲ヲ記載スベシ</p> <p>一 鉄道財團ニ属スル線路ノ表示</p> <p>二 抵当権者、債務者及鐵道財團ノ所有者 名称及住所</p> <p>三 抵当権ノ順位</p> <p>四 債権額及償還ノ方法並期限</p> <p>五 利率及利息支払ノ方法並期限</p> <p>第三十条第一号中「第七条第二項第三号」を 「前条第一項第三号」に改め、同条第三号中「抵 当権ノ設定ニ關スル証書」を「抵当証書又ハ信託 証書」に改め、同条第四号中「抵当権設定認可」 を「抵当権設定」に改める。</p> <p>第三十一条第一号中「担保付社債信託法」の 下に「(明治三十八年法律第五十二号)」を加え る。</p> <p>第三十二条第一項中「鐵道財團成立」を「鐵道 財團設定」に改める。</p> <p>第三十五条中「抵当権設定」を「鐵道財團設定」 に改める。</p>
<p>第三十六条第一項第一号中「鐵道財團成立」を 「鐵道財團設定」に改める。</p> <p>第四十一条中「抵当証書」を「公証人ノ作成シ タル公正証書ニ依ル抵当証書」に、「公証人ノ作 成シタル債務名義」を「民事執行法(昭和五十四 年法律第四号)第二十二条第五号ニ規定スル執 行証書」に改め、ただし書を削る。</p> <p>第四十三条规定中「執行力アル正本」を「執 行文ヲ付シタル債務名義ノ正本」に改める。</p> <p>第七十三条中「ガ政府ニ非ザル場合ニ於テ」を 削る。</p> <p>第九十二条第一号中「第八条第四項」を「第八 条第二項」に改める。</p> <p>(海上運送法の一部改正)</p> <p>第一条 海上運送法(昭和二十四年法律第一百八 七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十一条第一項中「第三号及び第五号」の下 に「(起點が終点と一致する航路であつて寄港地 のないものにおいて當む旅客不定期航路事業 (以下「遊覧旅客不定期航路事業」という。)」にあ つては、第一号、第三号及び第五号」を加え る。</p> <p>第二十三条の二第二項中「第十一条まで」の下 に「(遊覧旅客不定期航路事業にあつては、第九 条から第十一条まで)」を、「第五号」の下に「(遊 覧旅客不定期航路事業にあつては、第一号、第 三号及び第五号)」を加える。</p> <p>第二十三条の四を第二十三条の五とし、第二 十三条の三を第二十三条の四とし、第二十三条 の二の次に次の一条を加える。 (遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料 金の届出)</p> <p>第五条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百三十三条の見出しを「航空運送代理店業 の届出」に改め、同条第一項中「又は旅客航空 運送取扱業(自己の名において航空機による旅 客の運送の取次ぎを行ふ事業をいう。以下同 じ。)」を削り、同条第二項中「又は旅客航空運送 取扱業」を削る。</p>
<p>第四十九条第一号中「又は第二十二条」を 「第二十二条又は第二十三条の三」に改める。 (水路業務法の一部改正)</p> <p>第三条 水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条中「左の各号に」を「次に」に改め、各号 列記以外の部分に次のただし書を加え、第三号 の一部を次のように改正する。</p> <p>ただし書を削る。</p> <p>第九条中「専ら国際間の水路に関する情報の 交換を目的として行う水路測量その他の次に 掲げる測量の基準に従つて行うこと」が適当で ないものとして運輸省令で定める水路測量 は、運輸省令で定める基準に従つて行うこと ができる。</p> <p>第二十四条中「又は航空圖誌を」を「若しくは 航空圖誌を航海若しくは航空の用に供するため に」に、「これ」を「当該水路圖誌若しくは航空圖 誌」に、「航海又は」を「航海若しくは」に改め る。</p> <p>第九十条を削り、第八十九条の二を第九十条 とする。</p> <p>第九十一条の見出し中「徵取」を「聴取」に改 め、同条中「徵しなければ」を「聴かなければ」に 改め、同条ただし書中「ときは、当該共通にす る路線の部分に限る」の部分に「(その他の道路管理者の 意見を聽く必要がないものとして省令で定める 場合は)」に改める。</p> <p>(道路運送法の一部改正)</p> <p>第四条 道路運送法(昭和二十六年法律第一百八 三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第九十条を削り、第八十九条の二を第九十条 とする。</p> <p>第二十四条中「又は航空圖誌を」を「若しくは 航空圖誌を航海若しくは航空の用に供するため に」に、「これ」を「当該水路圖誌若しくは航空圖 誌」に、「航海又は」を「航海若しくは」に改め る。</p> <p>第九十条を削り、第八十九条の二を第九十条 とする。</p> <p>第五条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百三十三条の見出しを「航空運送代理店業 の届出」に改め、同条第一項中「又は旅客航空 運送取扱業(自己の名において航空機による旅 客の運送の取次ぎを行ふ事業をいう。以下同 じ。)」を削り、同条第二項中「又は旅客航空運送 取扱業」を削る。</p>





管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者、油の取扱いを行う海洋施設等の設置者、前条第三項に規定する者その他の関係者は、同条第一項の運輸省令で定める海域のうち港湾及びその周辺海域その他の海域」とに、共同して次の事項を行う協議会を組織することができる。

第四十三条の三第二項を削り、同条第三項中「協議会は、当該海域」を「前項の協議会は、当該協議会が組織された海域」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条第三項中「又は特定タンカーの船舶所有者」を「特定タンカーの船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者」に「又は油回収船を、油回収船」に改め、「配備」の下に「又は同項の油漏防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示」を加え、同条第五項中「海洋施設」を「海洋施設等」に改め、「油漏防止規程」の下に「第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の」を加える。

第五十一条の三を第五十一条の四とし、第五十一条の二を第五十一条の三とし、第五十一条の次に次の二条を加える。

(国際協力の推進)

第五十一条の二 国は、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第五十七条第七号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 第四十条の二第一項の規定による命令に違反した者

第五十八条第六号中「第二十五条」を削り、同条第十六号中「第三十八条第六項に規定する事実」を削り、同号を同条第十七号とし、同条第十一号の次に次の二号を加える。

理由

一千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の実施に伴い、油保管施設等に油漏防止緊急措置手引書の備置き等を義務付け、及び海洋施設等から大量の油の排出のおそれがある場合等における通報に関する規定を整

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二十一条、第二十六条第一項及び第三十五条の改正規定、第五十八条の改正規定(第六号に係る部分に限る)並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(港則法の一部改正)

第三条 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第四項」を「第五項」に改める。

(海上交通安全法の一部改正)

第四条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

備するとともに、海上災害防止センターの業務に海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する等の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成七年四月四日印刷

平成七年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A